

宿泊療養施設については、第4波の新型コロナウイルス感染者数の急増により15施設(3986室)を確保し、運営してきたところであるが、療養者が減少してきたことから、この度、改定された宿泊療養施設確保計画により7施設を待機施設※とし、残る8施設(1878室)の運用としている。

※ 待機施設:安い単価で借り上げ契約を継続し、感染急拡大時に備え、すぐ対応できるよう準備している施設

## [1] 宿泊療養施設確保計画における感染収束時の施設数

- 宿泊療養者確保計画(6/9 新型コロナウイルス対策協議会にて改定)  
→感染収束時の基準新設

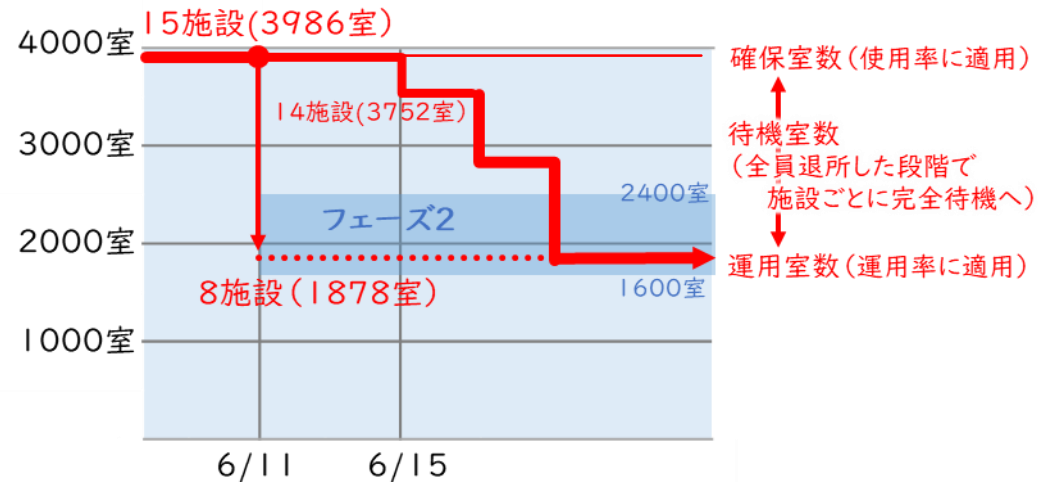
運用フェーズ	施設室数	次フェーズ 移行の判断基準 (下記基準と感染拡大状況から総合的に判断)	
		感染拡大時	感染収束時
フェーズ1	800室	およそ240人以上 →フェーズ1移行準備	-
フェーズ2	1,600室	およそ800人以上 →フェーズ2移行準備	およそ240人未満 →フェーズ1移行準備
フェーズ3	2,400室	およそ1,200人以上 →フェーズ3移行準備	およそ800人未満 →フェーズ2移行準備
フェーズ4	4,000室	-	およそ1,200人未満 →フェーズ3移行準備

6/9時点 入所者数303人  
フェーズ2移行準備  
(→1600室)

※ 確保計画を適用し、待機とした施設に事前通知を行ったうえで、6/11から新規入所者を止め、全員が退所した段階で『待機』へ

## [2] 『運用施設』及び『待機施設』の考え方

- 施設は1棟借していることから、施設単位で運用・待機を決定
- 男女別で施設運営を行っていることから、運用施設は偶数施設で運用
- 直近の入所者数から宿泊療養施設確保計画に基づき、フェーズ2の1600室を切らない範囲で施設を選定
- 経済性等を考慮し運用施設を決定



8施設 1878室(男性用施設 909室、女性用施設 969室)で運用